

川越市公告案件 川越市公告契約第 3 3 号

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号。以下「施行令」という。）第 1 6 7 条の 6 の規定を準用し、下記の案件を公告する。

令和 7 年 4 月 2 4 日

川越市長 森 田 初 恵

1 対象案件

(1) 件名

マイナンバーカードカード交付時に係る顔認証システム機器の設置の値決め

(2) 納入場所

川越市元町 1 丁目 3 番地 1 川越市役所市民課ほか

(3) 大要

マイナンバーカードカード交付時に係る顔認証システム機器の設置について、今後川越市の競争入札において決定するリース業者に対する当該物品の納入者及び納入価格を決めるもの。

(4) 納期

令和 7 年 6 月 2 7 日まで

(5) 担当課

川越市市民部市民課

2 入札日時及び場所

(1) 日時

令和 7 年 5 月 1 5 日（木） 午後 2 時 1 0 分

(2) 場所

川越市役所 7 C 会議室（本庁舎 7 階）

3 参加資格

特に記述のある場合を除き、本件の公告日から入札日までの期間において、引き続き次の要件をすべて満たすこと。

(1) 川越市競争入札参加者の資格等に関する規程（平成 6 年告示第 3 5 1 号）に基づく令和 7・8 年度川越市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）の物品の販売のうち「OA 機器・用品」に登載されている者であること。

(2) 次の要件のいずれかを満たし、資格者名簿に登載されている者であること。

ア 川越市内に本店を有する者

イ 川越市内に支店または営業所を有し、かつ契約締結の権限を委任された代理人の届出をしている者

ウ 埼玉県内に本店を有する者のうち 4(2)ア及び 4(2)イに該当しない者

エ 埼玉県内に支店又は営業所を有する者のうち 4(2)ア及び 4(2)イに該当しない者で、かつ、契約締結の権限を委任された代理人の届出をしている者

(3) 施行令第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(4) 川越市契約規則（昭和 4 9 年規則第 2 1 号）第 2 条の規定に該当しているものであること。

(5) 川越市建設工事等の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(6) 川越市建設工事等暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(7) 会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、手続き開始決定を受けている者を除く。

(8) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、手続き開始決定を受けている者を除く。

(9) 本件に参加する他の参加（希望）者との間に、次に示す関係がないこと。

ア 資本関係

次のいずれかに該当する 2 者の場合。ただし、子会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第 2 条第 7 項に規定する更生会社又は民事再生法第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社（以下「更生会社等」という。）である場合を除く。

（ア）親会社（会社法第 2 条第 4 号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合。

（イ）親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合。

イ 人的関係

次のいずれかに該当する 2 者の場合。ただし、（ア）については、会社の一方が更生会社等である場合を除く。

（ア）一方の会社の取締役が、他方の会社の取締役を兼ねている場合。

（イ）一方の会社の取締役が、他方の会社の会社更生法第 67 条第 1 項又は民事再生法第 64 条第 2 項の規定により選任された管財人を兼ねている場合。

ウ 組合関係

次に該当する 2 者の場合。

中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）第 3 条に規定する中小企業等協同組合（以下「組合」という。）と当該組合の組合員の関係にある場合。

エ その他、本件の適正さが阻害されると認められる場合。

ア、イ及びウと同視し得る特定関係があると認められる場合。

4 開札

即時開札

5 最低制限価格

最低制限価格を設けない。

6 入札保証金

免除

7 契約保証金

免除

8 仕様書

仕様書は、川越市ホームページに掲載する。

掲載期間

令和 7 年 4 月 24 日（木）から令和 7 年 5 月 15 日（木）

9 参加申込

3 の参加資格を満たす者で本件に参加を希望する者は、次により一般競争入札参加申込書等を提出すること。

(1) 提出書類

ア 一般競争入札参加申込書（川越市指定様式）

イ **市税の納付に係る誓約書兼同意書**（川越市指定様式。本市より市税として課されている税がなくても提出すること。なお、本書が提出できない場合は、本市市税の納税証明等申請書兼証明書（川越市指定

様式で本入札の公告日以降に本市が証明したもの。(写し可))を提出すること。)

ウ 資本関係・人的関係調書(川越市指定様式)

(2) 提出先

川越市元町1丁目3番地1 川越市総務部契約課(本庁舎3階)

(3) 提出方法

持参

(4) 受付日

令和7年4月24日(木)から令和7年5月2日(金)まで(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律第2条に規定する休日を除く。)

(5) 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで(正午から午後1時までを除く。)

10 その他の事項

(1) 入札回数は、同一の入札につき3回を限度とする。

(2) 川越市契約規則第12条に該当する入札は、無効とする。

(3) 入札書に記載する金額は、消費税及び地方消費税の課税業者及び免税業者を問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を記載すること。

(4) 入札書は、川越市指定様式を使用すること。

(5) 参加者の代理人は、当日、代理人の印鑑を持参するとともに、件名ごとに委任状を提出のこと。

(6) 案件に際して、談合等公正な入札の執行を妨げる行為に関する情報が寄せられた場合は、川越市談合情報対応要領による所定の手続等を入札参加資格として付加することがあること。

11 特記事項

詳細は仕様書によるものとする。

12 留意事項

この公告に定めるもののほか、本件に関する手続については、施行令、川越市契約規則、川越市競争入札等参加者心得等の定めるところとする。法令等については、川越市総務部契約課又は川越市ホームページ等で閲覧することができる。

尚、本件はマイナンバーカードカード交付時に係る顔認証システム機器の設置の値決めであり、本件の効力は別途、川越市で行う賃貸借契約の入札で落札したリース業者との間に生じるものであり、本件の値決めについては契約書の作成は行わないものである。

13 異議の申立て

本件に参加した者は、開札後は施行令、川越市契約規則、川越市競争入札等参加者心得、仕様書、現場等についての不明を理由として異議を申し立てることができない。

14 問い合わせ先

(1) 公告の内容

川越市総務部契約課(本庁舎3階)

(2) 仕様書の内容

川越市市民部市民課